

令和5年度 進路支援に係る年間計画

☆印:保護者の協力を伴う進路支援

茨城県立下妻特別支援学校 進路支援部

期 日	支 援 項 目	場所、時間	業 務 内 容 等	実施に当たっての留意点・確認事項
年間を通して	卒業生の支援	福祉事業所 就労先(一般事業所) 相談支援事業所 障害者就業・生活支援センター 等の関係機関	・卒業生の関係者から支援の依頼があった場合には、相談支援事業所や各移行支援先、障害者就業・生活支援センターに電話連絡をして、現状、課題等を確認する。 必要に応じて、事業所や管理職・旧学年担任等と相談し対応したり、事業所に訪問したりする。	・Ⅰ期、Ⅱ期の進路体験実習の巡回指導等で、福祉事業所を訪問した時にも現状を確認する。 ・福祉事業所の就労移行支援のサービスを利用している卒業生には、一般事業所から雇用等の問い合わせがあった場合には、必要に応じて、卒業生の実態を考慮し、福祉事業所の就労移行支援事業所の担当者に情報をつなげる。
必要に応じて	☆職場見学(中、高) ☆就労体験実習 ☆進路体験実習(臨時) ☆ハローワークの求人登録 ☆就労者:就労支援員と契約	一般事業所、その他関係機関 一般事業所、夏期休業日等 福祉事業所 ハローワーク下妻、古河、筑西、常総 障害者就業・生活支援センター	・生徒の将来の進路想定に合わせて、必要性を検討し、計画をする。 ・一般事業所に何う場合は、進路指導主事を連絡調整の窓口とする。 ・本人が就労を希望し、学校が卒業後の進路先を就労が妥当である生徒が対象に必要なに応じて、一般事業所で実習を行う。 ・進路先に決まっていた福祉事業所が急に閉鎖になる等、やむを得ない事情がある場合は、必要に応じて、臨時に福祉事業所で実習を行う。 ・就労を希望している生徒で、一般事業所での校外実習を行い、内々定を受けた生徒のみハローワーク、障害者就業・生活支援センターに登録する。	・指導の効果を考え、中学部は「進路を考える週間」、高等部は「進路体験実習」と関連し、実施時期を考え、各学部、学年又は学習グループごとに計画する。 ・就労体験実習を夏期休業中に実施する場合には、「茨城県県立学校管理規則第 12 条」の規定に基づき、6 月末日までに県に報告し、実施する。 ・登録に必要な書類について事前に確認する。「指名求人票」が届いた後、採用試験の内容や雇用条件について先方と協議する。
5 月15日(月)～ 6 月9日(金)	☆第Ⅰ期進路体験実習の 校外実習事前相談 (高等部2、3年)	校外実習受け入れ先 ・福祉事業所 一般事業所	・本人および保護者、学級担任が実習先に出向いて実施する。 ・実習先の受入れ担当者に、個別的教育支援計画を活用し、実習生の実態と支援方法等を伝え、活動内容や実習時間、緊急連絡先等の実習の詳細を確認する。	・一般事業所での校外実習を希望している生徒は、事前相談前に保護者、学級担任、進路指導主事と訪問し、見学、顔合わせを行う。 ・「実習事前相談票」を活用し、実施する。
6 月19日(月)～ 6月30日(金) 土日祝日除く 10 日間	☆第Ⅰ期進路体験実習(高等部) ・スカイG 生活G ・職業 G ・教科 G(就労コース)	校外実習・福祉事業所 一般事業所 校内実習(実習班) ・就労班、就労移行班、福祉作業班 生活介護班	・進路想定先および進路希望先にての体験実習 ・実習最終日もしくは後日、保護者同席で反省会を実施する。 ・事前学習(2時間×3)事後学習(2時間×3) ☆実習後「次の進路体験実習(校外実習)の実習先の希望調査票」を配付する。	・学年主任、学級担任中心に巡回指導し、実習のトラブル等があった場合は迅速に対応する。 ・一般事業所で実習を行う生徒は、「インターンシップ賠償責任保険」に加入する。
7 月12日(水)	☆第Ⅰ期実習報告会(高等部)	午前中 体育館	・校外実習、校内実習の様子についてスライドや動画を用いて発表する。	・就労班、就労移行班、福祉作業班と、生活介護班の2グループに分かれて実施する。
夏季職員研修期間	進路に関する研修 ・福祉事業所見学 ・福祉事業所体験(初任者)	関係機関 ・福祉事業所、パステルグループ、国立リハビリテーションセンター等	・福祉事業所等の現状を知り、各学部・学年における進路支援に役立てる。 ・進路情報 BOOK を活用し、障害福祉サービスの種類や手続きの仕方、一般事業所における障害者雇用について、理解を深める。	・高等部の校外実習や卒業生が多く利用している福祉事業所、職員の希望する福祉事業所と見学先、体験先を調整し、決定する。
7月24日(月)～ 8月4日(金)	☆夏の福祉相談・説明会 (卒業予定者の市町福祉担当課との移行支援相談)	関係機関 ・各居住地の障害福祉の担当課 近隣の特別支援学校 ・伊奈特別支援学校 ・境特別支援学校 ・結城特別支援学校	・卒業後に地域生活に根ざしたよりよい生活を送るために、相談支援機関の活用法や各種の手当、障害基礎年金申請に係る諸手続について説明を聞き、確認する。 また、必要に応じて、個別に窓口に向い、手続きなどの確認をする。 ・地域の福祉課によっては、実施する形式が変わる。近隣の伊奈特、境特、結城特と合同の場合や、本校で参加人数が複数いる地域も「説明会型」で実施し、一人しかいない場合は、窓口にて「福祉相談型」で実施する。	・基本的には、高3生徒、保護者を対象とする。また、高3生徒以外に参加を希望する高等部の生徒がいた場合には、学年、学部で参加を検討する。(生徒、保護者、障がい福祉担当課、学級担任) ・地域の福祉課から当該生徒の個人情報の提供を求められるので、保護者の合意をとり、必要な情報を提供する。
9月中旬～10月下旬	☆第Ⅱ期進路体験実習(高等部) 校外実習事前相談 (高等部1、2、3年)	校外実習受け入れ先 ・福祉事業所 一般事業所	・本人および保護者、学級担任が実習先に出向いて実施する。 ・実習先の受入れ担当者に、個別的教育支援計画を活用し、実習生の実態と支援方法等を伝え、活動内容や実習時間、緊急連絡先等の実習の詳細を確認する。	・「実習事前相談票」を活用し、実施する。 ☆Ⅰ期の実習先と同じ場合は、福祉事業所と確認し、必要に応じて省略する。
10月23日(月)～ 11月2日(木) 土日祝除く9日間	☆第Ⅱ期進路体験実習(高等部) ・スカイG・生活G・職業 G	校外実習 ・福祉事業所 一般事業所 校内実習(実習班)	・進路想定先および進路希望先にての体験実習 ・実習最終日もしくは後日、保護者同席で反省会を実施する。 ・事前学習(2時間×3) 事後学習(2時間×3)	・学年主任、学級担任中心に巡回指導し、実習のトラブル等があった場合は、迅速に対応する。 ☆高3の生徒で、Ⅰ期の実習で進路先から受入の許可があった場合には、調整し、速やかに移行支援相談を実施する。
10 月23日(月)～ 27日(金) 5日間	☆第Ⅱ期進路体験実習(高等部) ・教科G(就労コース)	・就労班、就労移行班、福祉作業班 生活作業班、生活介護班		
11月29日(水) ※日時は今後調整する。	☆第Ⅱ期実習報告会(高等部)	午前中 各教室もしくは体育館	・校外実習、校内実習の様子についてスライドや動画を用いて発表する。	・就労班、就労移行班、福祉作業班と、生活介護班の2グループに分かれて実施する。
11月27日(月)～ 12月1日(金)	☆進路を考える週間(中学部)	校内実習 職場体験学習	・各グループの生徒の実態に応じた活動内容を設定する。 ・高等部の第Ⅱ期進路体験実習の見学(事前学習)、実習報告会への参加。	・中、高等部の系統性を踏まえ、中学部生段階にとって必要な進路支援、活動内容について検討して計画をする。
2月 個別面談時 (高等部)	☆次回の進路体験実習(校外実習)の実習先の希望調査票	本校教室	☆高等部1、2年生に「次の進路体験実習(校外実習)の実習先の希望調査票」を配付し、希望を取りまとめる。	☆初めて利用する福祉事業所での実習を希望している場合には、実習希望先に連絡を取り、保護者、生徒で訪問する。その際、生徒の実態の説明については、「個別的教育支援計画」を活用する。
1月29日(月)～ 2月22日(木)	☆本校高等部卒業予定者の移行支援相談(高等部3年)	移行支援先 相談支援専門員 障害者就業・生活支援センター職員	・高3生の卒業後の移行支援先の担当者と、「個別的教育支援計画」等を活用し、生徒の情報の引き継ぎ等を行う。	・高3生徒を対象とする。(担任、相談支援専門員又は、障害者就業・生活支援センター職員同席)